　　　　　　　　　　　　　　【別添２－２】

本実施要綱第２条３項イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

１ 助成対象

○利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

（対象事業所・施設）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

２ 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

①必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

②ゾーニング（区域をわける）の実施

③コホーティング（隔離）の実施

④担当を分ける等の勤務調整

⑤状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

⑥症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

１の対象事業所・施設であって、以下の（1）から（5）の要件全てに該当する場合とする。

（1）施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

（2）施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

（3）利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保し

ている高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。

・施設からの電話等による相談への対応

・施設への往診（オンライン診療を含む）

・入院の要否の判断や入院調整

（4）感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。

（5）希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であるこ

と。

なお、(3)から(5)については、大阪府が実施した「高齢者施設等における協力医療機関等との連携状況等調査等について」（令和5年４月14日付け高事第1084号）の回答により、確認を行うものとする。

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で助成を行う。

　　⑦施設内療養者※が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和５年５月８日から  ９月30日まで | 令和５年10月１日  以降 |
| 小規模施設等（定員29 人以下） | 同一日に２人以上 | 同一日に４人以上 |
| 大規模施設等（定員30 人以上） | 同一日に５人以上 | 同一日に10人以上 |

※ 別添２－２でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して10 日以内の者（発症日を含めて10 日間）とする。ただし、発症日から10 日間を経過していなくても、発症後５日を経過し、かつ、症状軽快＊1から24 時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで＊2「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10 日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

＊無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して７日以内の者（当該検体採取日を含めて７日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から７日間を経過していなくても、発症日から５日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

＊1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

＊2 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は助成の対象外とする。

３　助成の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和５年５月８日から  ９月30日まで | 令和５年10月１日  以降 |
| ２の①から⑥を満たす場合の補助 | １日１万円  （最大15 万円） | １日５千円  （最大７万５千円） |
| 上記に加えて２の⑦の要件を満たす場合の追加補助 | １日１万円  （最大15 万円） | １日５千円  （最大７万５千円） |

なお、補助額は別表１の補助単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は１施設あたり200万円、大規模施設等は１施設あたり500万円を限度額とする。

４　その他

本助成は、別記２イの対象経費の「（ア）a. ア（ア）①及び②に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。